

学校における働き方改革について

子どもたちの明るい未来のために！

～御理解と御協力をお願いします～

栃木県教育委員会 栃木県市町村教育委員会連合会
 栃木県小学校長会 栃木県中学校長会 栃木県高等学校長会
 栃木県PTA連合会 栃木県高等学校PTA連合会



～「学校における働き方に関するアンケート（H30（2018）」の結果から～

本県では、平日の時間外勤務だけで「**過労死ライン**（注1）」を超える教員が約2割います。

（注1）厚生労働省の「脳・心臓疾患の認定基準」においては、「発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」としています。いわゆる「過労死ライン」とされる基準です。

<平成30（2018）年7月1日から7月20日までの平日の時間外勤務の状況>



教員は「授業のプロ」ですが、経験豊富な教員であっても、1時間の授業を行うために、その2倍、3倍の時間をかけて準備をすることも少なくありません。

日中は授業や児童生徒と向き合っているため、授業の準備や、その他の仕事も、基本的には児童生徒が下校してから行います。そのため、子どもたちの明るい未来のためにも、教員の健康を守り、教員本来の仕事にかけられる時間を確保する必要があります。



子どもたちのために、自分自身のために、学校の先生は、これまでの自分の働き方を見直しています。

県教育委員会では、研修の実施、外部人材の配置（部活動指導員・教員業務支援員など）、小・中・義務教育学校全学年への少人数学級の導入、研修・会合・調査等の見直しなど、各学校の業務改善のための様々な支援を行っています。

<高等学校・特別支援学校の取組実践例>

- 働き方改革推進委員会等の設置
- 働き方改革推進委員会等の下部組織の設置
- 調査書発行手続きの簡略化
- 働き方改革アンケートの研究開発
- 校内実態調査を実施し業務改善案を募集
- 文書決裁の省力化
- 職員会議での報告事項の簡略化
- 会議等の見直し
- 行事等の廃止、変更、追加の検討（行事等の精選）
- 運動会等の見直しに向けたプロジェクトチームの立ち上げ



～保護者・地域の皆様をお願いしたいこと～



学校の勤務開始・終了時刻を御確認ください。

まずは、お子様が通学している学校、地域の学校の勤務開始・終了時刻を御確認ください。勤務終了時刻を過ぎても校内に残っている教員もおりますが、次の日の授業の準備などのために残っている教員です。

緊急の場合を除いて、学校に電話をかけることや、面会や家庭訪問を求めることは、なるべくお控えください。

部活動の方針について、御理解と御協力をお願いします。

栃木県教育委員会では、生徒の健康を守るため、「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」並びに「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、活動の目安を以下のとおり示しています。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- ・休養日は、学期中、週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期の休養期間を設ける。

なお、高等学校は、中学校に比べて多様な教育が行われていること、また、高校生は自ら選択した高等学校に、入学者選抜を経て進学し、中学生より心身が発達していることを踏まえ、地域・学校、競技種目等に応じた多様な形で運動・文化部活動を適切に実施しております。

教員が、授業の準備に十分な時間をかけ、子どもたち一人一人とじっくり向き合うことができるようにするためには、本来的な業務に取り組むことができる環境を整備していくことが必要となります。学校の働き方改革の趣旨を御理解の上、教員がよりよい教育を行えるようにするためはどうしたらよいかを、是非一緒に考えていただければ幸いです。

●このリーフレットに関する問合せ先●

栃木県教育委員会事務局総務課 教育政策担当（☎028-623-3360）